

特定非営利活動促進法の規定による縦覧の場所の指定（平成 10 年岩手県告示第 1027 号）の一部を次のように改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後																				
<p>1 盛岡市内丸10番1号 岩手県地域振興部NPO・国際課</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所</p> <table border="1" data-bbox="161 577 756 1924"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="161 577 756 622">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 622 459 1205"> 設立法人等の主たる事務所が大船渡市、陸前高田市及び気仙郡の区域内に所在する場合（大船渡市にあつては、<u>大船渡市</u>の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。） </td> <td data-bbox="459 622 756 1205">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="161 1205 756 1249">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1249 459 1879"> 設立法人等の主たる事務所が久慈市、下閉伊郡普代村並びに九戸郡野田村及び洋野町の区域内に所在する場合（九戸郡のうち洋野町にあつては、<u>洋野町</u>の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。） </td> <td data-bbox="459 1249 756 1879">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="161 1879 756 1924">[略]</td> </tr> </table>	[略]		設立法人等の主たる事務所が大船渡市、陸前高田市及び気仙郡の区域内に所在する場合（大船渡市にあつては、 <u>大船渡市</u> の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。）	[略]	[略]		設立法人等の主たる事務所が久慈市、下閉伊郡普代村並びに九戸郡野田村及び洋野町の区域内に所在する場合（九戸郡のうち洋野町にあつては、 <u>洋野町</u> の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。）	[略]	[略]		<p>1 盛岡市内丸10番1号 岩手県地域振興部NPO・文化国際課</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所</p> <table border="1" data-bbox="842 577 1437 1924"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="842 577 1437 622">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 622 1141 1205"> 設立法人等の主たる事務所が大船渡市、陸前高田市及び気仙郡の区域内に所在する場合（大船渡市にあつては<u>大船渡市</u>の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、<u>陸前高田市</u>にあつては<u>陸前高田市</u>の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。） </td> <td data-bbox="1141 622 1437 1205">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="842 1205 1437 1249">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 1249 1141 1879"> 設立法人等の主たる事務所が久慈市、下閉伊郡普代村並びに九戸郡野田村及び洋野町の区域内に所在する場合（<u>久慈市</u>にあつては<u>久慈市</u>の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、<u>九戸郡</u>のうち洋野町にあつては<u>洋野町</u>の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。） </td> <td data-bbox="1141 1249 1437 1879">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="842 1879 1437 1924">[略]</td> </tr> </table>	[略]		設立法人等の主たる事務所が大船渡市、陸前高田市及び気仙郡の区域内に所在する場合（大船渡市にあつては <u>大船渡市</u> の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、 <u>陸前高田市</u> にあつては <u>陸前高田市</u> の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。）	[略]	[略]		設立法人等の主たる事務所が久慈市、下閉伊郡普代村並びに九戸郡野田村及び洋野町の区域内に所在する場合（ <u>久慈市</u> にあつては <u>久慈市</u> の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、 <u>九戸郡</u> のうち洋野町にあつては <u>洋野町</u> の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。）	[略]	[略]	
[略]																					
設立法人等の主たる事務所が大船渡市、陸前高田市及び気仙郡の区域内に所在する場合（大船渡市にあつては、 <u>大船渡市</u> の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。）	[略]																				
[略]																					
設立法人等の主たる事務所が久慈市、下閉伊郡普代村並びに九戸郡野田村及び洋野町の区域内に所在する場合（九戸郡のうち洋野町にあつては、 <u>洋野町</u> の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。）	[略]																				
[略]																					
[略]																					
設立法人等の主たる事務所が大船渡市、陸前高田市及び気仙郡の区域内に所在する場合（大船渡市にあつては <u>大船渡市</u> の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、 <u>陸前高田市</u> にあつては <u>陸前高田市</u> の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。）	[略]																				
[略]																					
設立法人等の主たる事務所が久慈市、下閉伊郡普代村並びに九戸郡野田村及び洋野町の区域内に所在する場合（ <u>久慈市</u> にあつては <u>久慈市</u> の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、 <u>九戸郡</u> のうち洋野町にあつては <u>洋野町</u> の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。）	[略]																				
[略]																					
備考 改正部分は、下線の部分である。																					